

# 働く女性・事業主・医師・助産師のみなさん 「母性健康管理指導事項連絡カード」を 利用しましょう

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施（妊産婦のための健康診査等が受けられるよう時間を確保すること及び主治医等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）を義務づけています。「母性健康管理指導事項連絡カード」は、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。

**1 産婦人科で**  
つわりがひどくて！  
入院が必要ですね  
主治医等により、健康診査等の結果から指導事項の有無や必要な母性健康管理上の措置が判断されます。

**2**  
わかりました  
母健連絡カードを「母性健康管理指導事項連絡カード」書いてください  
主治医等は、「母性健康管理指導事項連絡カード」に指導事項や必要な措置を記入して女性労働者に渡します。

**3**  
会社で  
主治医から入院するよう言われました  
カード提出  
わかりました 休業してください  
女性労働者は、カードを提出して事業主に措置を申請します。事業主は、記載された指導事項等に従って必要な措置を講じます。

**4**  
休業で体調も落ち着き無事、出産できました

「母性健康管理指導事項連絡カード」は

- このリーフレットに記載されている様式をそのまま使うことができます。（コピーして使用しても差し支えありません。）
- 厚生労働省ホームページから様式をダウンロードすることができます。（<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/jousei/hourei/20000401-25-1.html>）
- ほとんどの母子健康手帳に様式の記載があります。

## 男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の 母性健康管理について次のように定めています。

事業主は、女性労働者が妊産婦のための健康診査等を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。(第12条)

- ①妊娠中の健康診査等の回数(ただし、主治医等がこれと異なる指示をした場合はその指示による。)
- 妊娠23週までは4週間に1回
  - 妊娠24週から35週までは2週間に1回
  - 妊娠36週以後出産までは1週間に1回
- ②産後(出産後1年以内)の健康診査等については、主治医等の指示に従って必要な時間を確保する。

事業主は、女性労働者からの「母性健康管理指導事項連絡カード」の提出等により、健康診査等の結果主治医等から指導を受けた旨の申し出があった場合には、同カードの記載内容等に沿って必要な措置を講じなければなりません。(第13条)

指導事項に応じた措置には次のようなものが考えられます。

- ①妊娠中の通勤緩和 → 時差通勤、勤務時間の短縮等の措置
- ②妊娠中の休憩 → 休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置
- ③妊娠中又は出産後の症状等への対応 → 作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置

主治医等の具体的な指導がない場合や必要な措置が明確な場合は、事業主は、女性労働者を介して主治医等と連絡を取ったり、産業医等の産業保健スタッフに相談するなどして適切な措置を取って下さい。

## 労働基準法では、女性労働者の母性保護のため 次のように定めています。

### 産前・産後休業(第65条第1項及び第2項)

産前は女性が請求した場合に6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は原則として8週間、女性を就業させることはできません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し医師が支障ないと認めた業務については就業させることができます。

### 妊婦の軽易業務転換(第65条第3項)

妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させなければなりません。

### 妊産婦等の危険有害業務の就業制限(第64条の3)

妊産婦等については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

### 妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限(第66条第1項)

変形労働時間制がとられる場合でも、妊産婦が請求した場合は、1日8時間及び1週間について40時間を超えて労働させることはできません。

### 妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限(第66条第2項及び第3項)

妊産婦が請求した場合は、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせることはできません。

### 育児時間(第67条)

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

母性健康管理指導事項連絡カード、働く女性の母性健康管理についてのお問い合わせは、下記の各都道府県労働局雇用均等室へ。

都道府県	TEL	都道府県	TEL	都道府県	TEL	都道府県	TEL
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-234-5928	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-421-6157	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-263-1220	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

# 母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

## 記

### 1 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

### 2 指導事項（該当する指導項目に を付けてください。）

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠浮腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業（入院加療）
妊娠蛋白尿	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業（入院加療）
妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）	高血圧が見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（入院加療）
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業（自宅療養又は入院加療）

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤 <sup>じゆうりゅう</sup>	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になったの休憩
	痔 <sup>じ</sup>	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	膀胱炎 <sup>ぼうこうえん</sup>	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重 症		休業（入院加療）	
多胎妊娠（胎）			必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間を付けてください。）

1週間（ 月 日～ 月 日）
2週間（ 月 日～ 月 日）
4週間（ 月 日～ 月 日）
その他（ ）

4 その他の指導事項（措置が必要である場合はを付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

〔記入上の注意〕

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、印をご記入ください。
- (2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、印をご記入ください。

#### 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所属 .....  
氏名 ..... 印

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。